

〇〇〇における防犯カメラ設置及び運用に関する基準（案）

（目的）

第1条 この基準は、〇〇〇における秩序の維持及び犯罪予防のため、〇〇〇に防犯カメラ（監視カメラ）を設置し、その管理及び運用に関して必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ 秩序の維持及び犯罪予防等を目的として設置する撮影装置、録画装置その他の機器で構成されるものをいう。
- (2) 画像 防犯カメラによって撮影又は記録された映像をいう。
- (3) 保存装置 画像の保存を行う装置をいう。
- (4) 記録媒体 画像を記録することができる物をいう。

（設置場所等）

第3条 防犯カメラの設置台数、設置場所、撮影対象範囲、設置年月日は、別表に定めるとおりとする。

2 防犯カメラの設置場所又は施設内には、防犯カメラで撮影していることを表示するものとする。

（職員等の責務）

第4条 職務上、画像の内容を知り得る職員等（管理業務委託に従事する者を含む。）は、この基準に基づき防犯カメラの適正な管理運用に努めなければならない。

2 職員等は画像から知り得た情報をみだりに他人に漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

（管理責任者等）

第5条 防犯カメラの適切な運用及び維持管理を図るため、防犯カメラ管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置く。

- 2 管理責任者は、〇〇〇担当課の長をもって充てる。
- 3 管理責任者は、防犯カメラの操作や画像の保存及び管理を補佐する防犯カメラ管理取扱者（以下「管理取扱者」という。）を指名することができる。
- 4 管理責任者及び管理取扱者以外の者は、防犯カメラの操作を行ってはならない。ただし、緊急かつやむを得ない場合は、管理責任者及び管理取扱者以外の者であっても管理責任者の許可を得て操作を行うことができる。

（画像の取扱い）

第6条 画像の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 画像の保存期間は〇〇〇以内とし、当該期間経過後は確実な方法により、速やかに画像を消去する。

- (2) 画像は加工をせずに、撮影時の状態のまま保管すること。ただし、正当な理由があるときはこの限りでない。
- (3) 保存装置は、設置場所以外への持ち出しを禁止する。ただし、保守点検等の理由により管理責任者が許可した場合は、この限りでない。
- (4) 管理責任者及び管理取扱者は、次条の規定により画像を閲覧し又は提供する場合に限り、保存装置に記録された画像を記録媒体に保存することができる。
- (5) 保存装置及び記録媒体は、施錠等により保護された場所に保管するとともに、不正アクセスの防止措置等を講じ、盗難等の防止に努めること。
- (6) 記録媒体に保存された画像は外部への提供が終了したときその他保存の必要がなくなったときには、速やかに消去しなければならない。

(目的外利用及び外部提供)

第7条 画像の内容（複製し、又は印刷したものその他の画像に係る情報を含む。（以下「画像情報」という。））は、防犯カメラの設置目的以外に利用し、又は提供してはならない。ただし、次に掲げる場合には、画像情報を利用し、又は提供（以下「利用等」という。）することができるものとする。

(1) 捜査機関等が法令等に基づいて行う、捜査、調査、照会等により回答等をする場合

2 管理責任者は、前項の規定により画像情報の利用等をする場合は、文書の提出を求めることとし、提供する画像情報の範囲は必要最小限に留めるものとする。

(苦情等への対応)

第8条 管理責任者は、市民等から防犯カメラの設置及び運用に関する苦情等を受けたときは、迅速かつ適切に対応しなければならない。

(委託に係る措置)

第9条 管理責任者は、〇〇〇の管理業務を委託し、防犯カメラの操作等を市の職員以外の受託者に行わせる場合には、個人情報の保護のため、当該契約の契約書等に習志野市個人情報取扱事務委託等及び労働者派遣契約の基準に基づく個人情報取扱特記事項を守る旨を明記する等の必要な措置を講じるものとする。

(補則)

第10条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、管理責任者が別に定める。

附 則

1. この基準は、〇〇〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

別表

No.	設置台数	設置場所	撮影対象範囲	設置年月日